

参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和三十六年二月二十四日(金曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

二月二十二日委員新谷寅三郎君辞任につき、その補欠として大谷實雄君を議長において指名した。

本日委員原島宏治君辞任につき、その補欠として北條鶴八君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員

大谷 實雄君
堀原 茂雄君
堀見 俊二君
西川 甚五郎君
堀 末治君
前田 佳都男君
前田 久吉君
山本 米治君
荒木 正三郎君
木村 禧八郎君
清澤 俊英君
野澤 勝君
北條 鶴八君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君

大蔵省管財局長 山下 武利君

本日の会議に付した案件

○国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまより委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日付をもつて委員原島君が辞任され、その補欠として北條君が委員に選任されました。

○委員長(大竹平八郎君) 国立病院特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま議題となりました国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

ただいま御審議を願っております昭和三十六年度予算におきましては、築地にございます旧海軍軍医学校の跡を利用して、新たに国立ガン・センターの設置が予定されておりますが、その事業の内容は国立病院と密接な関係がありますので、これにかかわる経理は国立病院特別会計においてあわせて経理することが適当であると認められます。従いまして、その経理を国立病院特別会計において行なうことといたします。この特別会計法の歳入及び歳出の規定等につきまして所要の

改正を行なうとともに、一般会計所属の資産で国立ガン・センター経営のため必要なものはこの特別会計に帰属させることとし、その資産の価額はこの特別会計の基金に加えることとしたしております。

なお、この特別会計の決算上の剰余金等の処分に関する規定につきまして所要の整備を行なうこととしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さい。よろしく御願い申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) なお、補足説明は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○成瀬幡治君 いろいろとうわさを聞いておるわけですが、実はこの法律案を提案するにあたって、若干問題があった。そして同じようなものであるけれども、提案が少しおくれたように聞こえておるのですが、それは旧軍用地払い下げのその金利の問題にからんでおるというふうな聞いておるのです。が、その辺の事情を一つ聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(山下武利君) ただいまお尋ねのありました点でございますが、旧軍用地におきましますところの旧軍用財産を払い下げました場合に、それに延

納を認めましたときの金利の問題につきまして、従来からいろいろ問題があつたのでございます。現在は七分五厘ということになっておるのでございますが、これが過ぎりましたのは実は三十四年度のことでございまして、その以前に契約をいたしました分につきましては八分ということに相なっております。そこで、この不均衡をどうするかという問題につきまして、かねてからいろいろ研究もいたしておたのでございまして、まだ今のところはっきりした結論を出すという段階に至つておるわけではございませんが、大蔵省といたしましても、この間の不均衡につきまして何らかの是正措置を考へなければならぬということ、目下検討いたしておるところでございます。

○成瀬幡治君 次に、旧軍用地が大部分であるというふうな、今度払い下げられるところは、百八のうちでどのくらいが軍用地で、他の部分というのはどういふようなところをいうのか、ちよつと説明していただきたいと思います。

○政府委員(山下武利君) 今度法律案で対象にいたしておりますところの水道施設は、私どもの調べによりますと、いふと、価額にいたしまして総額十五億七千万円余りでございまして、その大部分、つまり九六%近くのものは軍用地でございまして、残りの三%くらいはものが終戦処理費の取得財産、その他雑種財産、物納財産というふうな区分になっております。

○成瀬幡治君 わかりました。その次に、土地を私は地元が相当要望しておられたと思うのですが、土地を除外したというののは、何かいろいろ理由もあるかと思うのですが、どういふ関係にあるのでしょうか。

○政府委員(山下武利君) 今回御提案申し上げておりますところの法案の趣旨は、実は地方公共団体に無償で貸し付けておきますところの水道施設を譲与するということでございますが、その際、土地は除外いたしまして、土地以外のものを無償で譲与するということに相なつております。この趣旨は、つまり現在貸し付けておきますところのものは、建設以来すでに相当の期間を経過いたしておまして、施設の更新が必要になっておるわけでございまして、その貸付の方法では地方公共団体としてこれを改良するところの意欲がわかないというところから、ぜひこれを譲与してほしいということでございます。いわゆる償却財産につきましてはこれを譲与するということが必要を認めておるわけでございます。土地は償却財産でございませんで、これは無償貸付のままだしておきまして、その上にありますところの水道施設の改良ということについて地方団体が事業を進めていくということに何らの支障がないという判定から、いたしておるわけでございます。なお、同じような例は、他の法令につきましても、土地以外のものは譲与するけれども、土地以外のものは譲与するけれども

も、土地は無償で貸しておくというふうな若干の前例もございますので、それに準じてやられたわけでございます。

○成瀬輔治君 最後に、水源涵養林の払い下げをおやりになっておる。資料をいただきましても、その中に若干の金額があつておるわけですが、竹木林ですかということになると、いつかは切らなければならぬということになると思ひますが、片一方では、水源を涵養するために勝手に切っちゃならぬぞというやうな何かの制限というやうなものがついていくだろうと思ひます。その辺はどうなつておりますか。

○政府委員(山下武利君) ただいまお尋ねになりましたのは、私どもの対象としては、立竹木ということで整理をいたしておるのでございますが、その金額は現在の帳簿価額にいたしまして百七十一万八千円というきりまて少額のものでございます。これは具体的には、浄水場とか貯水場とかいふものの構内にありますところの立竹木をさすのでございます。いわゆる水源涵養林といったやうなものはここには入つておらないのでございます。

○成瀬輔治君 それでは、私がほかで話を聞いた場合には、あなたがたがおつしやうな貯水施設とか、あるいは浄水施設とか、そういう施設ではないくて、何か水源に密接な関係のあるところの立竹木だといふふうに説明を受けておるのですが、ちよつと違つておつて、そうしてそれは一方所ではないくて、これは私の方の受け取り方の誤解かもしれないが、そうではないくて、無数にあるところのものを一括して百七十一万八千円になつておる、こ

ういう趣旨なんですよ。

○政府委員(山下武利君) 先ほど申し上げましたやうに、全体を合わせまして百七十一万という数字になつております。

○清澤俊英君 これは今までは無償で使わしたというが、今度こつちやう形に払い下げますね。そうしたら、土地の貸付料なんかとるのですか。

○政府委員(山下武利君) 従来通り、土地は無償で貸し付けることになりま

す。

○清澤俊英君 これは一つ関連でお伺いしますが、この間、新潟で戦争中にできた労使協調の何か建物があるのですな、労働会館というのか、各県でできたと思うが、これは資本家と公共団体等が金を出して建てた建物なんです。それが終戦後、土地も建物も全部大蔵省が国有財産で没収しており、年に相当額のこれに対する貸付料をとつておる。最近火災でこれが焼けたのですが、六百万円の保険がかつておる。これはやっぱり国のものではないですか、全部そちらに持つていき、保険料はこちらの契約によつて現在の管理人がこれを出しておる。こ

ういふものに対して、建物の貸付料をとつたり土地の貸付料をとつたりしておられるが、こつちやういふもので、その中にはいろいろな団体に事務所を貸しておる。そういう場合に六百万円も入りま

したら、これはほとんど国は何ら関係がない、終戦のどきとくに国のものに

したのだから、これらに均分して私は災害見舞金を出してくれるのがほんとうじゃないか。みんな裸になつてしまふ。こつちやういふものは方法はありませんか。

○政府委員(山下武利君) ただいまお尋ねの件は、私、具体的に承知いたし

ておりませんので、推定で申し上げて恐縮でございますけれども、終戦後に解散団体に指定されましたものが、その財産が国庫に帰属をいたしまして、国有財産になったものをさらに貸し付けておる、こつちやういふ例は相当たくさんあるやうに聞いております。

ただ、こつちやういふ事例に当たるかどうかは、具体的に調べましてお答え申し上げたいと思ひます。

○清澤俊英君 それは全然間違ひない。間違ひなく今まで……これは現管理人から聞きますと、年に六十一万円ずつ払つておるといふことです。それを借りて方々へ貸したり、してありますが、この労働会館ですか労働会館ですか、それが焼けた。保険金が六百万も入つておるのですから、これくらゐのものは見舞金を出す、今まで借りていて全部焼やした者へ。国として何も金の入り用があるわけでもないから、これに対する考え方はあるのですか、どうですか。こつちやういふ方法は考えられないのですか。

○政府委員(山下武利君) 具体的に調べました上でお答えしたいと思ひますが、今の場合、推定いたしますところでは、保険契約は個々の借りておる人がつけることに相なつておるやうでございますが、その付保の義務を負つておる分は、保険料分は賃料から減額してやつておる。そのかわり、保険事故が起つた場合には、その保険金額は国に帰属する、ものと契約がこつちやういふやうな形にできておるやうでございます。

○清澤俊英君 国ではとらないのですね。国がとらぬといふことなんです。ね、保険金は。

○政府委員(山下武利君) 事故が起りましたときに、その保険金は国が受け取るという事で、初めから保険料分だけは賃料から減額して貸してあります。

○清澤俊英君 国がとるのでしょ、保険金は。

○政府委員(山下武利君) そうです。

○大谷實雄君 ちよつとこれはまことに工合のよい法律案が当委員会に出たのでありますが、二、三年前の大蔵委員会で御質問をいたしたのですが、そのときにちよつと遠慮しいしいものを言つたのだが、きょうはその当事者がなくなつたので、大つぱらに一つ質問を申し上げます。

この間、資料要求を、私、個人的にしたら、早速でに大谷さんには差し上げたのでよからうといふえらい返事だった。これは成瀬さんも山本さんも、愛知県の人には皆関心を持つてゐる問題。それは名古屋の地元で、恥ずかしい話ですが、名古屋の名城大学、これに対して春日井市にあった国有財産八万坪ですか、十六万坪くらいですか、これを貸したのか、払い下げをしたのか、とにかく大学の校地となつてゐる。この問題は御承知ですか。

○政府委員(山下武利君) 名城大学に春日井市にあります国有財産の一部を貸与中であるといふことは承知してお

りますが、その具体的な内容の詳しいことにつきましては、私は現在資料を持っておりますので、お答えいたしかねます。

○大谷實雄君 それでは、これは一つ委員長、全委員にその資料を御配付願ふことのお取り計らいをお願いしたい。そこで、御承知なければ、概略私の

知っていることを申し上げますが、これは名城大学といふのは御承知の通り、あなたの耳には入つておるか入つていないか知らないが、日本で有名な事件で、今度文部省では、この問題が動機となつて、私立学校紛争解決の法案を出すわけなんです。きょうも私の方の党の文教部会で、最終的におそろくそれを取り上げるだろうと思ふ。前の国会で議員立法で出したといふことになつたが、だんだん煮詰めて、文部省が提出をいたす段取りになるものと確信をいたすわけでありまして。そこで、こ

ういふやうな不名誉な法律まで出さなければならぬ原動力を作つたのが名城大学です。

そこで、こつちやういふ粉料の原動力をなしておるやうな学校に対して、八万坪もつとぢやないかと思ふのです

が、それを貸す——払い下げしたか、貸したか。そのために春日井市の春日井市といふのは、遠方の方は御承知ないと思ひますが、王子製紙の名古屋工場のあるところなんです。新進都市である名古屋の衛星都市です。そこで、八

万坪か、十何万坪か知りませんが、軍の兵舎が昔あつたわけですね。いわゆる軍需工場があつたわけですね。その土地です。その国有財産を貸し与えてしまつたわけなんです。それで、こ

こへ農学部を作る、こつちやういふことで始めたのだが、こつちやういふことで始めたのだが、何だか二、三年前調べたときには、農学部は学生が三人か五人。八万坪もあつて、草ぼうぼうですよ。それで、そのために春日井市は非常に発展が阻害をされてゐる。一体、大蔵省な

んといふのはこれはでたらめなことを

やつておるなど、こういう批判が地元の人々にあるわけなんです。それで、私はこの前、二、三年前に御質問申し上げた。それは、理事長の田中壽一という人が非常な政治力をもって、各種学校から終戦後一ぺんに大学として、それも総合大学です。それで九州あたりから学生が非常にじゃんに来り来る。知らぬものだから、その内容をあまりはつきり知らないものだから、新聞広告でじゃんに来り来る。そこで、田中壽一という人はとにかくやり手はやり手です。浜松の高等工業学校の先生をしておつた人で、栗山君などは教えてもらわれたわけです。そういうようなことで、学者なんですが、じゃにむに学校を拡大してしまつて、李承晩みたいなんだ。それで、あんまりワンマンで李承晩流にやるものだから、生徒は怒るわ、先生は怒るわ。気に入らぬ先生はほとんど首をちよん切つてしまふというやうなことで、ここ二、三年来大問題が勃発した。

そこで、この間、三、四カ月前にその理事長がなくなつたわけです。その前から裁判所は、理事会が紛糾するものですから、従つて裁判所が弁護士を理事長代行人に任命をするというやうなことであつたわけです。なくなつたから、その学校は工合よくいくかしらと思つたところが、まだいかぬのですね。それで、その大学の学長や、先生やら、あるいは学生が上京して騒いであるというやうなことで騒ぐのだが、この学校が動機ということで法律を出すというのでは、これは筋が通りません。そこで、しかし地元の人々も、私にしてみても、成瀬さんにしても、私

にしても、何とか解決したいと思つて実は努力をしておるのだが、それが火の手が広がって、私学連合の方でも、きょうも私学連合の人を呼ぶわけですが、もうこれはとてもお手あげた、こういうやうなことで、立法を文部省が決意をする原動力をなした学校なんです。そこで、今では生徒も減つてきたが、それでも現在六千人くらいおるでしょう。紛糾に紛糾を重ねておるといふことですから、私も学生に對しては非常に深甚なる同情をしておるわけなんです。そこで、この間、法律だけではなかなか解決がしにくいから、わかつて、とにかく理事ががんばつてやめぬと言つておる。文部省もかゝつてもらいたいと言つてくれども、やめぬ。がんばつておる。そのために、ますます学生は迷惑をする。この三月卒業する生徒たちが就職にも、そういう紛糾しておるから差しつかえるというやうな実態は状態。そこで、そういうやうな事態に大蔵省が役かつておるわけなんです。しかも、春日井市の発展を阻害するやうな一国有財産を、どういふわけか、そういうやうなまあめちやめちな学校ですね、それに払い下げたのか、貸したのか。

それから、まだもう一つ問題がある。その名城大学の本部のあるのが、名古屋の、私の住んでる昭和区ですが、駒形町にその本部がある。それがまた今、やはりこれも国有財産で、軍が取り上げた土地です。そこで地主が大騒ぎをして、それで立ちのけというやうなことで、裁判があつたはずで

す。そういう事情は、管財局長は、これはあな、重大問題だが、管財局長初め、そこにおられる方が御存じないで

すか。

○委員長(大竹平八郎君) 委員長より大谷君に申し上げます。決して発言を阻止するわけではございませんし、むしろたゞいま提案になっておられます。国有財産特別措置法の一部を改正する法律案と関連はございませうけれども、本日はこの法案の質疑、討論の後、可決をすることになっておりますので、可決を承つておきます。なかなか重要なお話です。一つ御質疑を続行していただきます。かように考えておりますので、どうぞ御了承願います。

○大谷實雄君 それじゃ一言結末をつけておかげのことには。そこで、事情はわかつたと思いますが、そこで、そのときの資料を、一つぜひ全貌のわかるやうな資料をいただきたい。また、どうしてそういうやうな、海のものと山のものともわからぬやうな大学に對して、やすやすと、むざむざとお貸しになつたか、その間の事情を十分御調査が願いたい。また、私は、この二兩年その農学部に、また現地にうつておらぬから、何ですが、もしそういう、草ぼうぼうとして春日井市が非常に困つておる、こういう事実があつた場合には、これは払い下げを取りやめる、あるいは貸すことはやめりやめる、あるいは春日井市の発展、商工都市としての春日井市の発展のために使用させるなりなんなりするか、こういうことについての御見解をとりまゝとめて、この次の委員会に何と

か……。きょうはこれで一応結末をつけておきますので、これはとくと御研究の上、御回答を、われわれの納得の

いくやうに一つしていただきたい。

○荒木正三郎君 この法律によつて地方公共団体に譲与する施設の内容です。ね、具体的に説明して下さい。

○政府委員(山下武利君) 本法律によりまして地方公共団体に無償譲与する予定になっておりますところの総額額は、先ほど申し上げましたやうに、大体十五億余りということになっておりますが、内容を明らかにせよという御要求でございますので、施設の名前で申し上げます。これはパーセンテージで申し上げますが、これはいろいろに分かれておまして、取水施設、それから貯水の施設、導水の施設、浄水施設、送水施設、それから配水施設、かゝうになつておるわけでございます。初めから申し上げますと、取水が約一〇％、貯水が二％、導水が一％、浄水が一％、送水が一％、配水施設、これが一番大きいのであります。全体の六〇％、かゝうになつております。それから、この財産の種類別に申し上げますと、建物、工作物、機械器具というふうに分けて申し上げますが、建物が四千五百万円ばかり、工作物が十三億九千八百万円ばかり、器具機械が五千六百万円、合

わせて大体十五億何がしというところでございませう。

○荒木正三郎君 提案理由の説明では、これらの施設が相当老朽化している、そういう理由があるようですが、それは大體何ですか。どこの施設について、そういうことが一般的に言えるわけですか。

○政府委員(山下武利君) 地域的にど

こということはちよつと、私、今手元に持つておられますが、先ほど申し上げましたやうに、全体の九六％が旧軍用財産でございまして、これはほとんど全部が老朽化しておる、かゝうに考えて間違いないと思つております。

○荒木正三郎君 それで、あとの四％はどういう施設ですか。

○政府委員(山下武利君) あとの四％の中で、半分以上のものは終戦処理費で米軍が取得いたしましたところの財産、これが約三％ばかりでございます。残りごくわずかでございますが、物納の財産とか、あるいは雑種財産というやうな区別になっております。

○荒木正三郎君 そうすると、今度譲与するこれらの施設は、現在無償で貸付を契約している物件というものと一致しますか。

○政府委員(山下武利君) 現在無償貸付中の財産そのものでございませう。ただし、土地は除いてございませう。譲渡するについては若干の条件がついておるのです。営利を目的とした限りという条件がついておる。しかし、地方公共団体では、水道施設等は、大體独立採算制をとつて、損にないやうに經營しているのじゃないかと思つておる。若干の利益をあげるというところは、これは普通の状態にあるのじゃないかと思つておる。この利益をあげるものでないという解釈ですね、どういふやうに解釈されるわけですか。

という場合をすべてさしておるとい
わけではございませんので、その利益
がたとえこの水道事業以外の目的に
利用されるというふうに、この譲渡趣
旨に反するような利益をあげているか
どうかということによって判定される
わけでございます。地方公共団体にお
きますところの水道事業は、今先生の
仰せのごとくに、大体特別会計を設け
て経営することになっておりますので、
その特別会計から利益剰余金を一
般会計または他の特別会計に繰り入れ
るというふうな場合には、これらの一
般会計または他の特別会計からの既往
の借入金のためである場合を除
いては、本条の利益をあげているとい
うことの条件に該当することになら
うかと思ひますが、しかしこれに對し
ても、利益が計上されておりました
も、その特別会計の経理上水道事業の
企業の合理化でありますとか、あるいは
企業の危険に対する準備金の内部留
保といったようなものは、これは近代
的な経理として当然の必要に基
づくものでございまして、その分につ
きましては、かりに貸借対照表には利
益をあげておりましたも、この条文に
いうところの利益をあげておるとい
ふには解さないというふうに私も
は解釈しておるのでございます。

○天田勝正君 ちよつと、私も一点聞
いておきますが、これらの施設は地方
公共団体に払い下げるものであります
から、当然その後においてもその運営管
理等はことごとく地方公共団体におい
てなされるということをお調べにな
つたと思ひますが、そう解釈して
いいですか。

○政府委員(山下武利君) さように考
えております。本件は無償譲与でござ
いますので、譲与の目的に合致した運
営がなされなければならぬというこ
とで、譲与いたしました際には十年間の
用途指定の条件をつけて、十年間
は必ず水道事業の用に充てなければな
らないというもので、地方公共団体に
約束させた上で譲与をするということ
に相なつておるわけでございます。

○天田勝正君 私が言わずもがなの質
問に聞かせることを申し上げているの
は、私の方の県でも、恥ずかしなが
ら、水道組合の問題が二年ばかり前に
全国版にも何回も出たらしい紛糾した
ことがございまして、表は確かに地方
公共団体が管理運営しているかとい
くても、実際は組合を組織して、さて
それは事実上ボスの介入によつてな
されておる、こういうふうなことで経理
の乱れをきわめて、県会でもいろいろ
問題になつたことがあるんです。だから
確かにこれは水道施設として払い下げ
るんだし、また水道施設である限りは
多分ほかにも用いようがないだろうか
ら、水道には使われるだろうけれども、
その運営管理というものは厳格に地方
公共団体をもち握らせる。これが他
の組合のような形に転換して、もつと
もらしい理屈をつけたりなどいたしま
すと、かつて私の方にあったようなこ
とも私は必ず起きると思ひます。さて、
今私が恥ずかしながら自分の方の例を
あげたわけですが、その場合などは、
やはり県南の三市で本来やるべき筋の
ものであるけれども、組合を作つて、
実際は、さてそれぞれの市民が大騒ぎ
をして、あるいは県会で騒いだときに
は、それぞれの市は、いや組合に委託し
てあるんだと、その責任は今度は理事

だ。どこに責任があるやらさつぱり
わからなくなつておる。そういうこと
が、少なくとも国有財産を無償で払い
下げるという恩恵を与えながら、これ
は何も大蔵省の皆さんが払い下げるん
でなく、国民の税金を、いうなれば払
い下げるわけですから、そういうこと
に對しての厳格なやはり規制というも
のを持つてほしい。それは法律を作ら
なくともよろしいです。今後の皆さん
の行政運営においてそういう心がまえ
を持つてもらいたいから申し上げてい
る。これは十年間をうけつてに保証
されておりますから、単にそれは水道
に使われるというだけではないに、管理
運営もともに明確に地方公共団体でな
ければならないと、それは今後ともあ
たの方で払い下げた後自分の国有財産
でなくなるんだけれども、その後のそ
ういう、何というんですか、監視とい
うか、そういうことがなされるんでは
か、なされぬのですか。

○政府委員(山下武利君) 用途指定を
つけまして売り払いあるいは譲渡いた
しましたところの財産につきましては
は、その用途の通り使われるかどうか
という点につきまして、各財務局の
担当官が適時見回つてそれを監督する
ことになっております。

○天田勝正君 私、この際お願いして
おきたいんですがね。これは趣旨が
けつこうなことなんです。当然私も
賛成したいと思ひます。ただ、
国有財産の管理については、人手も足
らないだらうけれども、非常に遺憾な
点がどこでも見受けられるんです。私
は、かつて会計法がここで問題になり
ましたときに指摘したんですけれども、
も、すぐそこの参議院会館内にありま

したあの、今建設するならば多分数億
かかるであらうという三本の昔の電信
の鉄塔、あれがまづ三週間二カ月かか
つて盗まれましたね。このとき、だれも
責任を負つた人はいないんですよ。これ
は夜陰ひそかに盗んでいける筋合いの
ものではないんですよ、何億かかる鉄塔
ですから。ところが、その会計を作つ
たことによつてその管理が適正に行な
われるかどうかという質問をしても、
それにはとても、だれもまた責任が負
えないと、こうくるんです。実に困つ
たものなんです。

だから、私は今お伺ひしておきたい
のは、至るところに不法占拠が行な
われておるんですね、国有財産の。そ
うして結果は、それが居すわつてし
まつて、居住権が発生したりなどし
て、ただで人のものを使つたあげくの
果てに、今度は立ちのき料をまた国税
で払わなければならぬ、こういう始
末を繰り返しておる。私は指摘して
もいんですが、ここから百メートル
の以内でもあるんです。実にべらぼう
な話なんです。ですから、そういう不
法占拠の資料を一つ、この法案は法案
として、提出していただきたいとい
うことをお願いいたしておきます。

○政府委員(田中茂穂君) ただいまの
天田議員が御指摘になりました国有財
産の管理運営につきましては、十分そ
の辺の事情等も調査いたしまして、い
やしくも国有財産が不当な使用に供さ
れないように、また御意見のようにな
とがなないように、十分善処いたした
と考えております。

○委員長(大竹平八郎君) ほかに、よ
ろしうございませうか。

他に御発言もなければ、これにて質

疑は尽きたものと認めて御異議ござい
ませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
をお願いします。——他に御意見もなけれ
ば、討論は終結したものと認めて御異
議ございませうか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。国有財産
特別措置法の一部を改正する法律案を
問題に供します。本案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。

○委員(大竹平八郎君) 全会一致で
ございまして、よつて、本案は全会一致
をもって原案通り可決すべきものと決
定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さう決定いたします。

速記をとめて。

○委員(大竹平八郎君) 速記をつけ
て。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十三分散会